



Q アルバイトをしている高校生（鳥取県最低賃金）の娘が、最低賃金が上間762円に改定されがって給料が増えるようになりました（改定前738



喜んでいました。アルバイトの高校生にも影響があるのですか。

A 最低賃金は都道府県ごとに決められています。鳥取県の地域別最低賃金

最低賃金の適用があるのは？

円）。最低賃金は雇用形態（正職員、臨時職員、パート、アルバイト等）や年齢に関係なく、全ての労働者に適用されます。

最低賃金以上かどうかを確認するには、除外することが認められている手当（精皆動手当、通勤手当、家族手当、時間外労働の割増賃金や賞与等）を除いた給与の1時間当たり単価を計算して比較します。月給制でも日給制でも同様です。

具体的な比較の方法については、最低賃金のリーフレットの裏面や鳥取労働局のホームページ等で確認することができます。

事業主には、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲や最低賃金額、最低賃金に算入しない賃金や効力発生年月日を、常時見やすい場所に掲示するなどの方法により、従業員に周知する義務があります。

最低賃金未満の賃金しか支払っていない場合、事業主は改定日までの差額を支払わなければなりません。

詳しくは鳥取労働局または最寄りの労働基準監督署に問い合わせてください。